

佐伯警察署 速度取締り指針【令和3年1月～12月】

佐伯警察署の速度取締り重点

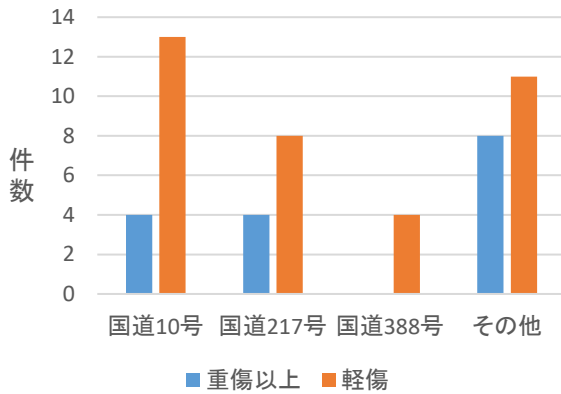
重点路線	重点区間	重点時間帯	規制速度
国道10号	管内全域	6:00～18:00	50 km/h
国道217号	旧佐伯市	6:00～18:00	30～50 km/h
国道388号	旧佐伯市	6:00～18:00	40～50 km/h

※ 重点路線、区間、時間帯（早朝・夜間）以外であっても速度取締りを実施することがあります。

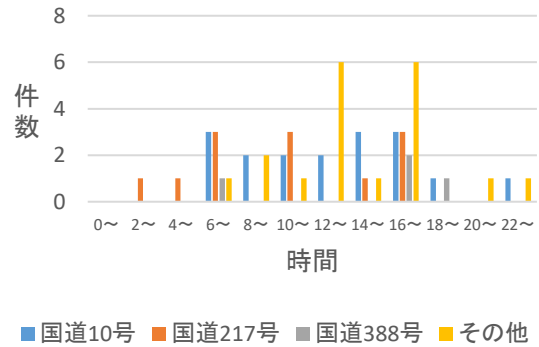
佐伯警察署管内における交通事故発生状況

※ 過去3年間（H30.1～R2.10）の発生した交通事故のうち、速度超過が関係する交通事故を分析

路線別交通事故発生状況



時間帯別交通事故発生件数 （重点路線）



- 過去3年間（H30.1～R2.10）、管内で発生した主要幹線道路での人身事故件数は52件です。
- 路線別の発生件数は、多い順に国道10号（17件）、国道217号（12件）国道388号（4件）となっており3路線で全体の約6割を占めています。
- 上記3路線の時間帯別の交通事故発生件数は、12時～18時の間に突出しており、他の時間帯は万遍なく発生しています。
- 上記3路線の死亡事故及び重傷事故は、国道10号と国道217号で、それぞれ4件発生しています。
- 上記3路線は、速度超過が関係する重大交通事故が発生していることから引き続き重点路線に指定します。

交通指導取締り懸案事項等

- 本年は、交通死亡事故が2件発生していますが、いずれも幹線道路で発生しています。
- 交通事故全体の発生状況を分析すると、約7割が旧佐伯市で発生しています。
- 例年、夕暮れ時に横断歩行者が撥ねられる交通事故が多発傾向にあることから、引き続き横断歩行者対策が必要です。



その他の交通指導取締り要点

管内では、速度取締り以外に、飲酒運転等の悪質・危険な交通違反の検挙、横断歩道におけるマナーアップ活動、高齢者の交通事故対策、自転車の交通事故対策、通学路の安全確保等に重点を置いて取り組みます。

